

令和7年4月受付開始

安城市高齢者補聴器購入費助成事業のご案内

聴力機能の低下が見られる高齢者の方を対象に、補聴器の購入費用の一部を支給します。

対象者 次のすべてを満たす方

- ・市内に住所を有する 65 歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ 30 デシベル以上であって、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・補聴器の購入に係る補装具費その他の法令の規定に基づく給付または事業の支給対象とならない方
- ・医師(※)により補聴器が必要であると認められた方

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する指定医に限ります。(市内の医療機関は 4 ページ参照)

支給対象

左右いずれかの耳または両耳に装用する補聴器の本体費用
(補聴器付属の電池、充電器、イヤモールドを含む)

※補聴器は管理医療機器として認定された製品(集音器は対象外)で、認定補聴器技能者が在籍する販売店で購入する場合があります。(市内の販売店は 4 ページ参照)

支給額

補聴器の購入費用の 2 分の 1 (千円未満切り捨て) を支給します。

世帯の市民税課税状況により、支給の上限額が異なります。

(片耳・両耳問わず同額)

世帯区分	支給上限額
市民税非課税	30,000 円
市民税課税	15,000 円

お問い合わせ先

安城市福祉部高齢福祉課 高齢福祉係
TEL:0566-71-2223 FAX:0566-74-6789



支給までの流れ

(1) 申請書類の準備

次の書類を準備します。

- ・助成金支給申請書
- ・医師の意見書

※書類は市役所高齢福祉課の窓口または市ホームページから取得可能です。

(2) 医療機関を受診

医療機関(※)を受診し、医師から意見書の記入を受けてください。

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医に限ります。(4ページ参照)

※医療機関を受診した結果、支給の対象とならない場合があります。

※受診費用、意見書作成料は全額自己負担です。

(3) 見積書作成依頼

補聴器販売店(※)に対して、医師の意見書に基づいた見積書の作成を依頼してください。

※認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店に限ります。(4ページ参照)

※この時点ではまだ補聴器を購入しません。

(4) 支給申請 (※最終受付は、毎年2月最終の開庁日)

次の書類を市役所高齢福祉課へ提出してください。

- ・助成金支給申請書
- ・医師の意見書(作成後、3か月以内のもの)
- ・補聴器の見積書(見積書の宛名は対象者名としてください。)

(5) 支給決定通知

審査の結果、当該事業の該当者であることが確認できた方には、市から支給決定通知書及び購入報告書兼請求書を送付します。(非該当者については、支給することはできません。)

(6) 補聴器の購入及び補聴器の調整

支給決定通知書が届いた後、見積書の発行を依頼した補聴器販売店で補聴器を購入してください。(領収書の宛名は対象者名としてください。)

補聴器は使用者のフィッティング(調整)が非常に重要であるため、購入後、補聴器販売店で補聴器の聞こえかたの調整を行ってください。(それ以降も必要に応じて調整を継続してください。)

(7) 支給請求 (※最終受付は、毎年3月最終の開庁日)

次の書類を市役所高齢福祉課へ提出してください。

- ・購入報告書兼請求書
- ・領収書(写しも可)

(8) 支払い

市から支払い通知書を送付します。

請求書の提出から概ね4週間後に指定口座に振り込まれます。

【注意事項】

- 支給決定通知書が届く前に購入した補聴器は、支給対象外です。
- 受診費用、文書料、送料など購入にかかる費用は全額自己負担となります。
- 転入等により、安城市で市民税の課税状況が確認できない場合は、前住所地で発行された課税(非課税)証明書の提出を依頼する場合があります。

【お知らせ】

- 医師等による診療や治療を受けるために直接必要な補聴器の購入費用については、確定申告時に医療費控除の対象となりますので、医師にご相談ください。

医師意見書の作成が可能な市内の医療機関

当該事業の申請のために受診する場合、次の医療機関で医師意見書の発行を受けることができます。
※事前に予約が必要な場合があります。

※意見書作成料とは別に受診検査費用がかかります。

令和7年3月1日現在

医療機関名	電話番号	住所
新安城耳鼻科クリニック	0566-96-1500	東栄町 4-7-23
耳鼻咽喉科あかなベクリニック	0566-97-5560	今池町 3-6-9
安城ささめ耳鼻科	0566-71-1487	篠目町二タ又 47-1
柴田耳鼻咽喉科	0566-76-2386	御幸本町 8-5
耳鼻咽喉科すぎもとクリニック	0566-79-3387	箕輪町正福田 65-1
あまのがわ耳鼻咽喉科クリニック	0566-95-3387	横山町八左 185-1
とね耳鼻咽喉科クリニック	0566-73-3737	堀内町山畑 64-1
八千代病院	0566-97-8111	住吉町 2-2-7
安城更生病院	0566-75-2111	安城町東広畔 28

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医であれば、上表の掲載の有無や市内外に関わらず受診可能です。

認定補聴器技能者が在籍する市内・近隣市の販売店

事前に予約の連絡をお願いします。

令和7年3月1日現在

店舗名	電話番号	住所
(株)キクチメガネ 安城城南店	0566-75-5072	安城市城南町 2-6-1
理研産業補聴器センター 新安城店	0566-98-0906	安城市今池町 2-1-26
(株)パリミキ パリミキ 安城店	0566-77-0790	安城市大山町 1-6-6
(株)キクチメガネ 高浜店	0566-52-7020	高浜市稗田町 2-7-20
(株)キクチメガネ 西尾店	0563-57-0838	西尾市高島町 4-28-1 渡辺ビル 1F
(株)アンプリライブ 桜山補聴器センター 西尾店	0563-65-4133	西尾市寄住町洲田 30
理研産業補聴器センター 碧南中央店	0566-41-4321	碧南市栄町 4-12
(株)パリミキ パリミキ イオンタウン刈谷店	0566-36-6639	刈谷市東境町京和1 イオンタウン 刈谷
(株)キクチメガネ アピタ刈谷店	0566-23-8083	刈谷市南桜町 2-56-1 アピタ刈谷 1F
(有)メガネの久野 刈谷補聴器センター	0566-21-3335	刈谷市広小路 5-1-5
(株)メガネトップ 眼鏡市場 知立上重原店	0566-84-4668	知立市上重原 6-31
(株)キクチメガネ 知立店	0566-83-8211	知立市長篠町大山 18-1 ギャラリーエアピタ知立 2F
愛眼(株) メガネの愛眼 知立店	0568-83-8228	知立市長篠町大山 18-1 ギャラリーエアピタ知立 2F

※認定補聴器技能者が在籍する販売店であれば、上表の掲載の有無や市内外に関わらず支給対象です。

対象の販売店については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでご確認ください。

下記URLにより、アクセス可能です。

<https://www3.techno-aids.or.jp/CU/map>